

# 建設コンサルタント業務総合評価試行要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が一般競争入札で発注する建設コンサルタント業務において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとし、その試行に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## (対象業務)

第2条 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待でき、発注機関の長が必要と認める1千万円以上の建設コンサルタント業務を対象とする。（緊急を要する業務を除く）

## (総合評価落札方式の種類の選定)

第3条 総合評価落札方式の試行にあたっては、「建設コンサルタント業務総合評価運用ガイドライン（案）」を参考に簡易型、特別簡易型を選定する。

## (評価方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、「建設コンサルタント業務総合評価運用ガイドライン（案）」3総合評価落札方式による落札候補者の決定によるものとする。なお、入札を辞退したもの、入札参加資格の無いもの等の評価は行わないものとする。

## (総合評価委員会の設置)

第5条 総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術審査等について中立かつ公正な審議を行うため、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）からなる山梨県総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (入札方法)

第6条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この試行要領により実施するものとする。

## (審査及び協議)

第7条 本庁の事業主管課長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式のうち、予定価格4,000万円（税込み）以上で簡易型により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象業務の適否及び「落札者決定基準」について、各部局の技術審査会設置要領に基づき設置した技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、様式1号により各部局長に（以下「部局長」という。）協議するものとする。

ただし、発注機関の長が必要と認めるときは、予定価格4,000万円（税込み）未満で簡易型により入札を実施しようとする場合も同様に行うものとする。

## (学識経験者の意見聴取)

第8条 部局長は、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者から様式2号により意見を聴かなければならない。

2 部局長は、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の意見聴取時に落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があると意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、学識経験者から様式4号により意見を聴かなければなければならない。

3 部局長は、前2項の規定に基づき意見聴取を行ったときは、発注機関の長に様式3号または様式第5号により回答するものとする。

4 地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定に基づき、意見を聞くときは、学識経験者2名以上から意見を聞くものとする。

#### （落札者決定基準）

第9条 発注機関の長は、落札者決定基準について、前条第3項の回答を受けた後、決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

#### （技術評価結果の通知と疑義の照会）

第10条 発注機関の長は、提出された技術資料の審査を行い技術評価点を算出した後、入札参加者に通知を行うものとする。

2 入札参加者は前項により通知された後、自らの評価点について疑義の照会を、行うことができるものとする。

3 発注機関の長は、前項の照会に対して、回答するものとする。

4 前項の規定において、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知するものとする。

5 前1号から4号については、公告文に記載された方法で行うものとし、様式11及び様式12を準用するものとする。

#### （総合評価結果の公表と疑義照会）

第10条の2 発注機関の長は、建設コンサルタント業務総合評価運用ガイドライン（案）により総合評価値を算出後、必要に応じ技術審査会の審議に付し、様式4-1号を山梨県のホームページに公表するものとする。

2 入札参加者は、前項により公表された日から5日以内に、自らの評価点について様式11号により疑義の照会をすることができるものとする。

3 発注機関の長は、前項の照会に対し、様式12号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

4 前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、山梨県のホームページに修正した結果を公表するものとする。

#### （落札予定者の決定方法）

第11条 落札予定者の決定方法は、建設コンサルタント業務総合評価運用ガイドライン（案）の他、次の各号の規定によるものとする。

（1）入札参加者のうち、次の全ての要件を満たす者を審査対象とするものとする。

ア 公告文に記載された入札参加資格を満たしている者。

イ 価格以外の評価を行うために必要な資料（別途「技術評価資料作成要領」に定

められた様式) を提出した者。

ウ 入札書が無効でない者。

(2) 落札予定者は、総合評価により得られた評価値の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、電子くじにより決定するものとする。

#### (落札者の決定)

第12条 発注機関の長は、落札者の決定に際し、必要に応じて技術審査会の審議に付して決定するものとする。ただし、第8条第2項の規定により学識経験者の意見を聞く場合は、第8条第3項の回答を受けた後、必要に応じて技術審査会の審議に付して決定するものとする。

2 前項により落札者が決定したときは、山梨県のホームページに公表するものとする。

#### (入札参加者への周知)

第13条 発注機関の長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること
- (2) 「技術評価資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること
- (3) 価格以外の評価の評価項目及びその配点に関すること
- (4) 落札者の決定方法に関すること
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること
- (6) 価格以外の評価について疑義の照会ができること

#### (総合評価に係わる資料の作成費用)

第14条 入札参加者が総合評価に係わる資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

#### (価格以外の評価内容の履行の確保)

第15条 落札者の提示した実施方針は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた業務計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認するものとする。なお、受注者の責により計画どおり履行がなされていないと判断された場合は、「山梨県委託業務成績評定要領」に基づき、的確に委託成績に反映するものとし、委託の適正な履行の確保及び履行の評価を行うものとする。

2 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除あるいは指名停止等の措置を講じができるものとする。

#### (入札実施における特例)

第16条 この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施するものとする。

- (1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注機関の長の承諾を得て別途提出する場合は、公告に定められた受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送等（ファクシミリを含む）によるものは受け付けない。
- (2) 低入札価格調査制度を適用する。

#### (秘密の保持)

第17条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出され

た資料等は公表しない。

(その他)

第18条 発注機関の長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 別 記 1 「落札者決定基準」

入札参加者は、「価格」及び「企業の評価」「技術者の評価」「実施方針」をもって入札に参加し、次の①②③④の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ①公告文に記載された入札参加資格を満たしているもの
- ②入札価格が予定価格の制限の範囲にあるもの
- ③価格以外の評価を行うために必要な資料を提出したもの
- ④入札価格が調査基準価格を下回った者は、山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領で定めている資料を提出し、履行が出来ると判断されたもの  
※調査基準価格については、山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領を参照のこと

### （1）総合評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の技術評価点と価格評価を加算した評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

※評価値は小数点以下3位（4位を四捨五入）とする。

※価格評価点の算出は「建設コンサルタント業務 総合評価運用ガイドライン（案）」価格評価点の算定方法による

### （2）評価の基準

簡易型の実施方針について土木系コンサルタント業務については、【業務理解度】、【対応方針】、建築系コンサルタント業務については、【業務理解度】、【業務実施方針】とする。

特別簡易型は、実施方針を選択しない。

実施方針以外の項目は、共通とし、業務特性、公告においての必須要件を踏まえて「建設コンサルタント業務 総合評価運用ガイドライン（案）」を参考に、選択すること。

様式 1 号

○ ○ 第 号  
令和 年 月 日

県 土 整 備 部 長 殿

本課執行および県土整備部以外の執行：各事業課長  
事務所執行：各出先機関の長

総合評価落札方式による発注方法について（協議）

当所において発注予定の業務について、総合評価落札方式を活用することと  
したいので協議します。

注）添付するものは、様式 1-1 号、様式 1-2 号又は様式 1-3、説明  
図面とする。

様式 2 号

○ ○ 第 号  
令和 年 月 日

学識経験を有する者 様

山梨県 県土整備部長  
氏名 印

総合評価落札方式による発注方法について（依頼）

このことについて、建設コンサルタント業務総合評価試行要領第8条第1項の規定に基づき、別添の業務の適用及び評価基準について意見を求める。

様式 3 号

○ ○ 第 号  
令和 年 月 日

本課執行及び  
県土整備部以外の執行：各事業課長

事務所執行：各出先機関の長 殿

県 土 整 備 部 長

総合評価落札方式による発注方法について（回答）

令和 年 月 日付け第 号で協議のありましたことについて、学識経験を有する者に意見聴取しましたので、別添総合評価落札方式協議結果を尊重のうえ実施してください。

注）添付する審議結果表は、様式 1-1 号、様式 1-2 号又は様式 1-3 とする。

様式 4 号

○ ○ 第 号  
令和 年 月 日

学識経験を有する者 様

山梨県 県土整備部長  
氏名 印

総合評価落札方式に係る落札者の決定について（依頼）

このことについて、建設コンサルタント業務総合評価試行要領第8条第2項の規定に基づき、別添の業務箇所に係る落札者の決定について意見を求めます。

様式 5 号

○ ○ 第 号  
令和 年 月 日

本課執行及び  
県土整備部以外の執行：各事業課長

事務所執行：各出先機関の長 殿

県 土 整 備 部 長

総合評価落札方式による評価結果について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で協議のありました業務の総合評価の結果について学識経験を有する者の意見を聴取した結果については、別添総合評価落札方式に関する評価調書のとおりです。

注) 添付する総合評価落札方式に関する評価調書は、様式 4-1 号、  
様式 4-2 号又は様式 4-3 とする。

様式 11号

価格以外の評価に係る疑義について（照会）

令和 年 月 日

発注機関の長 様

1 疑義のある者の住所氏名

住 所

（郵便番号

電話番号

)

商号又は名称

代 表 者 名

印

2 疑義の対象となる業務名・箇所名

業務名

業務箇所名

3 疑義のある事項

様式 12 号

○ ○ 第 号  
令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名 様

発注機関の長

価格以外の評価に係る疑義に対する回答

令和 年 月 日 付けで疑義があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 疑義の対象とされた業務名・箇所名

業務名

業務箇所名

2 回答内容

※ 疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。

※ 疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。

3 評価結果の公表

修正後の評価結果については、令和〇年〇月〇日にホームページで公表します。